

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか

● 対象者

【ひとり親世帯分】 ひとり親で、次のいずれかに当てはまる方

- ・ 公的年金などの受給により、令和5年3月分の児童扶養手当が全額支給停止され、年収（令和3年の養育費、給与、年金等の合計）が給付金の支給基準を満たす人
- ・ 食費等の物価高騰の影響で収入が下がり、年間収入見込額（令和5年1月以降の1ヵ月分の収入及び養育費を12倍した額）が給付金の支給基準を満たす人（※同居家族がいる場合、その方の収入（所得）も審査の対象となります。）

【収入基準】

扶養者数	0人	1人	2人	3人
収入基準	311万4000円	365万円	412万5000円	460万円
所得基準	192万円	230万円	268万円	306万円

【ふたり親世帯分】 ひとり親世帯以外で、次のいずれかに当てはまる人

- ・ 令和5年度分の住民税均等割が非課税世帯
- ・ 食費等の物価高騰の影響で、年間収入見込額（令和5年1月以降の1ヵ月分の収入を12倍した額）が住民税均等割非課税の水準まで下がった世帯

【収入基準】

世帯の人数	3人 (夫婦+子1人)	4人 (夫婦+子2人)	5人 (夫婦+子3人)
収入基準	187万7千円	232万7千円	277万7千円
所得基準	123万4千円	154万9千円	186万4千円

● 給付額

児童（令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満））1人につき**5万円**

↓ お手続きについて、裏面を必ずお読みください。

お手続きについて

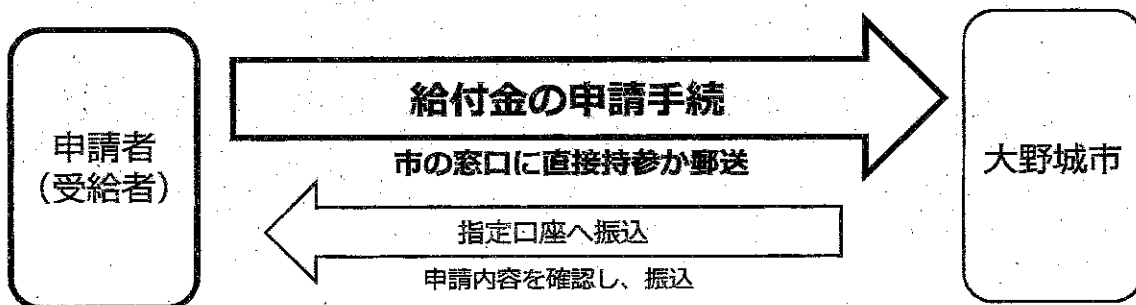
- ▶ 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書を記入、必要書類を添付し、市に**持参か郵送**でご提出ください。

★申請書の様式：市ホームページからダウンロード、市窓口**に設置**

★申請受付期限：**令和6年2月29日（木）**（消印有効）

〔ひとり親世帯分 ホームページ〕

〔ふたり親世帯分 ホームページ〕



※ この給付金は1回限りのため、**すでに受給した人（大野城市以外で受給した人を含む）は申請できません。**

お問い合わせ先

大野城市 子育て支援課（子育て支援担当）

092-580-1862（受付時間 平日8:30～17:00）



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。